

第3回 飯山市 子ども・子育て会議 会議録（要旨）

開催日時 平成26年12月 4日（金） 午後1:30～

場 所 飯山市役所 全員協議会室

出席人数 委 員：16名（3名欠席）
事務局： 4名

1. 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

事務局：（説明）

会 長：今までの会議の中で出た意見等を取り入れて素案を作っていた。委員の皆さんで、これに関してご意見いただければありがたい。保護者の立場からいかがか。

委 員：土日の平日並みの保育や、1歳からの預かりが始まるが、本当に必要としている保護者が利用できるようであればいい。（利用者が急激に増加して）今まで利用できていた人に制限がかかるようになってしまうようではどうかと思う。4月から実施してみて、利用者がどれだけあるか把握して調整していければと思う。

会 長：これに関して、教育委員会としてどうか。

事務局：同様の意見は結構聞こえている。たとえば日曜が休みである保護者が日曜も子どもを預けるといった、子育てが全くの人任せ、制度任せになってしまうのはどうなのか、という話もある。休日保育については、入園申し込みの際、就労証明書の中で休日も勤務しているという証明のある人のみ認める、という方針でいる。それに加え、毎週日曜が勤務の人にとっては思うところもあるだろうが、休日保育は通常保育の外側にあり特別保育扱いになることから、利用料を別途徴収する予定である。これにより、若干のブレーキにもなるのではと考えている。子どもといる時間をできるだけ取ってあげたほうがいいとは思いますが、仕組みとして制限することはできないことをご了解いただきたい。

事務局：今保育の希望をとっている。まだ集計はできていないが、集計ができれば、どの程度の利用があるかは大体把握できる。次回の会議には報告できると思うが、もう少し状況をみさせていただきたい。

会 長：もう1人から意見をいただきたい。

委 員：来年度から始まるようだが、保育士は足りるのか。

事務局：そこが1つの課題である。国の配置基準では、3歳未満児は保育士1人につき6人までみられることになっているが、飯山市では4人に1人の保育士を配置しており、国の基準より多くの保育士がいる。この基準を見直し、たとえば国の基準どおり6人に1人の保育士を配置することにし、浮いた保育士で1歳児保育や休日保育に対応するというのが1つの方法。また、飯山市には保育園が9園あるが、1クラスに5、6人しか園児がいらないというような園も出てきている。5人に保育士が1人ついて過ごしているという状況は、子どもたちの集団生活という観点からみてどうなのか、というところもある。その点から、集

団を大きくするため来年度から混合保育の実施も検討しており、ここでも保育士が少し浮いてくるとというのが2点目。もう1点としては、保育士の募集である。現在もずっと募集をしてはいるが、今後もできるだけ確保に努めたい。この3点で対応していこうと考えている。

事務局：来年の希望をみながら、今出たような対応をしていく。今も保育士の確保をしたいということで募集をかけたり、新卒者で飯山市周辺にいる方を嘱託として採用することをすすめている。また、退職した60歳以上の保育士も、ベテランにはベテランの良さがあるということで雇用を考えている。まずは保育士の確保に努め、状況を見て混合保育や配置基準の見直し等の対応をし、保育の希望に対してはすべて受けていく。具体的にどうするかということはまだお示しできないが、これからこういった部分の調整に入っていく。

委員：こういったことに関して、今お答えいただいたが、具体的な数字も聞きたい。

事務局：申し訳ないが、数字はまだお示しできない。

会長：保育園の立場から、いかがか。

委員：私は幼稚園の方なので、保育園のことは分からないが、発言させていただく。以前数の見込みが出たが、現実問題、幼稚園にこれだけの人数は来ない。というのも、市から出た入園案内の中に、幼稚園は教育のみと書かれてしまった。今、当園では、本当に専業主婦をしていて利用している方はごく一部で、みんなフルタイムやパートタイムで働きながら預けている。そういう方に対してのメリットが、この子育て支援事業計画には一切ない。就園奨励費によって保護者負担は少なくなっており、第3子無料化も幼稚園でも同一でやらせていただいている。しかし、幼稚園には夏休みや正月休みもあり、働いている親がそういったときにどこに預けるかということがこの計画には一切含まれていない。そうになると、実質幼稚園には預けられないと考える方が多くなるのも無理はないというのが1つ。私たちの方針として、子どもにとって幼児教育はすごく大事だということがあるが、幼児教育の必要性は国でも県でもすごく言われている。周りの園の預かり保育が長くなるにしたがって、幼稚園でも早朝から教育時間4時間以外の預かりを実施しており、先生たちもめいっぱいこれ以上預かれないというのが現状。しかし、保育園と肩を並べ、幼稚園で教育を提供していきたい、という思いもある。やはり、働きながら幼稚園へ預けている母親への支援は必要ではないか。たとえば病児・病後児保育については、幼稚園へ通っている子どもであっても利用できる、というのは必要になってくる。保育園に通っている子どもでないと受け入れないというのは、教育を受ける権利まで奪っていることになる。サービスとしては整ってきている一方で、家で子育てをしようとしている方が息を抜ける場がない。子育て支援センターにしても親子で利用する場である。母親のリフレッシュはできない。一時保育で息を抜けるような施設は絶対に必要である。

会 長：これに関して事務局はどうか。

事務局：未就園児に関しては、保育園の一時預かりでリフレッシュ目的も含め対応できる。保育園児についても問題はない。幼稚園児については、2号認定のまま幼稚園へ通えるという制度であれば幼稚園の無い日に2号認定として一時保育を利用することができるが、制度上そうはなっておらず、幼稚園へ通う場合は1号認定を出すことになっている。1号認定を受けている子どもは保育園施設を利用することができない。

事務局：制度設計はそういうことになっているという現実はある。受け皿は法律に基づいてそれぞれ整備することになっており、その考えのもとにこの計画を作っている。そのなかで、現状と合わない点や矛盾点が、今発言のあったように出てくる。同じ地域に住む子どもなのだから同じように受け入れる方法を考えたい、というのが行政の目線とすればある。しかし計画上は、このような作り方で進めざるを得ない。プラスアルファの別の施策等での対応は考えていかななくてはならないが、具体的にどうするかということは、今は提示できない。子育て会議は今後も続けし、制度や状況も変わってくるかもしれないので、動向をみつつ提案させていただきたい、というのが現時点の状況である。

委 員：先ほど、幼稚園は幼児教育をしているという発言があったが、保育園は保育だけをしているのかというと、今は幼保一元化の考え方の下、保育をしつつ教育も提供している。おそらく幼稚園の幼稚園教育要領と、保育園での保育指針は、今はもうだいぶ似てきている。この点は、この会議でお知らせしておきたい。

会 長：これは将来的な課題である。

事務局：そのためには一緒に研修を行ったり、このような会議で意見を交わすことが必要。お金の流れ等の面で、今の制度設計ではいろいろと矛盾が生じてしまう。

会 長：この会議は来年、再来年と続いていくので、その中で、委員からいろいろな意見を提案していければよい。それでは、公募委員の中から何か意見は。

委 員：1点伺いたい。保育園は1歳から受け入れるとなっているが、一時保育も1歳からなのか。

事務局：公立保育園では1歳から預かる。めぐみ保育園では今も6か月から受け入れているが、一時保育は普段来ていない子どもを預かることになるので、子どもの状況をめぐみ保育園と相談することになる。ただ、6か月から受け入れられるだけの設備・体制は整っているのので、1歳よりは早く受け入れてもらえるだろう。

委 員：母親が体調を崩した時に、子どもがいるから病院へ行けないという話もある。今までは1

歳半からだったが、1歳から利用できるのであればよい。

委員：休日保育の実施や、長時間保育の時間の延長など、アンケート結果を反映していただけたのはすごくありがたい。

2. 平成27年度保育サービスの拡大について

事務局：(説明)

特に意見無し

3. 平成27年度飯山市保育料徴収基準額（素々案）について

事務局：(説明)

事務局：(補足)

事務局：(補足)

会長：これについては、保育料を支払っている保護者から意見があるだろう。

委員：私は幼稚園に預けているので、今まで保育料について考えたことはないが、3歳未満児の保育料がだいぶ安くなるようなので、いいのではないかと。子どもを保育園に預けて働いていても、働いた分がすべて保育料で終わってしまうという話もよく聞く。少しでも安くなれば保護者にとってはいいのではないかと。

委員：細分化していただくのはありがたい。いろいろ充実してきて、母親にとってはサービス業も選べるようになるというメリットはあるが、その分預かる保育士も長く働かなくてはいけなくなるし、預けられるということは母親をもっと働かせることができるという事業者の考えも生まれかねない。そういった点で企業側も努力が必要なのでは。広告等で、子育て優良企業として認定されている企業を見たことがあるが、たとえばそういった配慮のある企業に対しては税金を軽減する等、企業側へのメリットも一緒に考えていけば、企業、保護者、子ども、それぞれにとって良い効果が生まれるのではないかと。

会 長：なかなか新しく良いアイデアだ。

委 員：今は幼稚園でも休む期間は短く、預かりをしてもらえるので助かっている。それでも、保育園もそうだが、4月1日は仕事に行かなければいけない日であるのに預けられない。最近は年末年始も同様で、働きに出ている。年末年始はともかく、世の中は平日なのに預けられないという日は1年に何日かある。一時預かりにしても、幼稚園に預けている子どもは、保育園を利用できない。4月1日は子育て支援センターも休みになっているし、どうにもならない。その日だけでも祖父母に預けられる家庭なら良いが、今、市の施策で推進しているIターンやJターンで来た核家族は困る。必ずしも国の制度上の施策でなくてもよいので、市として受け入れを整備してもよいのでは。市全体の施策として整合が取れていない。関連施策として、Iターン、Jターンの方への支援策を考えておかないといけないのではないか、と感じる。IターンやJターン以外にも、2男や2女等で新所帯を持つ家庭にとっても暮らしづらく、飯山市から出ていくことになってしまう。その他に計画等を見ていて、教育と保育を分けて、差をつけているのが目につく。預ける側からすれば、幼稚園か保育園かどちらかに預けるしかない。私は、経済的な状況や、いろいろな人の教育の目が欲しいということから幼稚園に預けた。

事務局：保育料の表について、皆さんに伺いたい。ここでは、所得の低い階層はかなり安めに設定しており、所得が一定以上、収入で500万円以上の方には少し負担を大きく設定しているが、これについてどう感じるか。また、3歳未満児についてはかなり大きく軽減しているので、たとえば未満児は安くするが、その分を所得の高い層に負担してもらうのもどうかと思う、ということであれば調整することも考える。これらのことは一般論として想定できることであるが、ご意見いただければありがたい。なお、幼稚園の負担額についてはまだ具体的に検討しておらず、国の基準をそのまま市の基準として載せてある。もう少し検討しなければいけない部分ではあるが、おおむね現在の負担額と近い金額になっている。その点をご承知いただきたい。

会 長：今事務局から話のあった、低所得者には負担を軽く、収入のある方には少し負担していただく、という今の案について、意見はあるか。

委 員：細分化されているし、納得できる内容ではないか。

会 長：公平感がある。母親の立場からいかがか。

委 員：いいと思う。やはり保育士が大変になると思うので、そこに十分に充てていただければ、と思う。ある一定の所得以上の人からはしっかり取ってもらわないといけない。

会 長：このような意見が出たが、これに対してどうか。

事務局：いただいております。

会長：もうひとかたからお聞きしたい。

委員：現在、保育料として保護者からここに載っている金額を徴収しているが、その他に飯山市として、保育園に通っているお子さん1人に対して、どれくらいの経費をかけているのか。そこには市民が納めた税金が投入されているのであり、子育て世帯のみが負担しているわけではない。

事務局：平成24年度の決算で、児童1人にかけている経費は、月に95,231円。ちなみに、県下19市で一番かかっていないのは長野市で、38,026円。飯山市で保育士1人あたり保育している児童数は4.6人。最高は長野市ではなく松本市の9.78人で、飯山市のおよそ倍。長野市のように保育士1人で5歳児の国の基準である30人めいっぱいみているのと、飯山市のように、保育園にそれしかいないために15人ほどしかみていないのとでは、どうしてもこのような経費の差が出てしまう。

委員：標準時間と短時間の保育料の差がほとんどないので、現在は短時間になる働き方をしているが標準時間認定を受けるために勤務時間を増やす、という人も中にはいるが、この差額はそのまま確定なのか。また、保育料の改定によって、今まで12,000円の保育料を払っていた人が18,200円になったり、20,000円だった人が29,300円になるケースも出てくるが、そこで生まれる不満について説明しないと、保護者から大きな反発が起きる。この2点について検討いただきたい。今まで大丈夫だったのが、無理に働く時間を増やしたり、土曜に勤務するようになったりという動きがすでに出始めている。

事務局：国が、母親もたくさん働くようにするような制度設計をしている。個人的にはその方向に向かえばいいのではないかと思っている。行政では受け皿を用意し、利用の選択はそれぞれにしてもらおう。特定の人だけに制度から外れた飯山市独自の対応をする、というのはまだできない上に、これだけの大きな制度改正なので、当面は制度内の対応をしていかざるを得ないと考えている。標準時間と短時間の差については、国が非常に小さく設定したため、今のところは国の基準額の差をそのまま適用している。意見として頂戴しておく。

事務局：飯山市では標準時間と短時間の差額は、国の基準額の差額を適用しているが、県下19市に対し考え方を調査したところ、約半数は、国の差を率で求め適用しているとのことなので、金額の差は飯山市よりさらに小さくなるという考え方をしている市が多い。また保育料額については、この表はわかりづらいが、たとえば2号認定で今まで20,000円だった人は、標準時間であれば21,600円、18,200円、14,800円、11,500円と、高い方ではなく安い方に細分化する。さらに標準時間の額については現在の延長保育料を含んだ額となっている。それでも一部に金額が上がっている階層がある、ということであれば、また検討す

る。その他未満児の額をここまで下げなくてもいい、という意見もあれば検討したい。

事務局：保育料については、あまり極端に差が出ないようにしないといけない、というのは感じている。

委員：未満児は、この表を見ればどんどん出たくなるだろう。未満児は4人に1人と、多くの保育士が必要になるので、もう少し負担があってもいいのではないかな。

事務局：未満児について、1つの意見としていただいた。

事務局：確かに、未満児については金額が高いことが抑止力にもなっていた。

委員：率直に感じるのは、働き盛り、30代、40代の男性の所得が低いこと。サラリーマンの給与所得はとても低い。そうなると、当然母親も働きに出ないとやっていけない。この表を見て、前より働きやすくなった、働きに出よう、と感じる人が前より増えるだろう。それでいいのかな、とも思う。

委員：実際、保育園は働く人の味方である。保育士が確保できるのか、1歳児をうまくみていけるのか等、新体制に移行して厳しい部分もあるが、保育士もいろいろ協議した。やはり保護者や子供の立場に立ち、良い保育を提供したいという思いがある。母親たちも子どものことをよく考えている。たとえば、自分はフルタイムで働いているが、祖父母がいるため短時間でよい、ということ、保育料額に関わらず考えてきている親がたくさんいる。やはり、それぞれの家庭に添った保育をしていきたいと考えている。

会長：予定の時間をだいぶ過ぎてしまった。この議題はここで閉じたい。その他何かあるか。

委員：直接関連した話ではないが、国のねらいについてお話する。今は労働力不足になっている。将来の年金負担の社会保障財源が見込めない。その中で、女性にはどんどん働いてもらいたい、というのは根底にある。働いて税金を払って年金も自分で稼ぐ、というようなことを国は考えているだろう。そのために保育等子育ての環境を整えて、女性が外へ出ていけるようにしていこう、というのがこの新制度の裏にあることを思うと、子どものためというよりは日本という国のため社会のために、という流れになっている、ということを考えている。保護者や保育士という現場での話と、大きな国の流れがこのように変わってきている、ということの両方を見つつ判断をしていただければ、と思った。